

千葉県告示第323号

道路の区域の変更

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和2年4月3日から2週間一般の縦覧に供します。

令和2年4月3日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
三角町21号線	花見川区三角町257番38から 花見川区三角町252番2まで	前	3.64～3.65	57.4
		後	5.00～5.00	
三角町86号線	花見川区三角町178番4から 花見川区三角町250番27まで	前	3.66～3.72	77.2
		後	5.00～5.00	